

令和5年度「農業におけるワンデイワーク等多様な人材活用推進事業」企画提案 コンペ参加仕様書

1 業務内容

- (1) 委託業務名 農業におけるワンデイワーク等多様な人材活用推進事業業務委託
- (2) 委託期間 契約の日から令和6年3月15日まで
- (3) 仕様 別紙農業におけるワンデイワーク等多様な人材活用推進事業業務委託業務仕様書のとおり

- 2 契約上限額 1, 886, 280円（消費税及び地方消費税を含む）

3 参加条件

次に掲げる条件をすべて満たした者とする。

- (1) 参加者資格
 - ・当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
 - ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
- (2) 最優秀提案者資格
 - ・三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
 - ・三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
 - ・三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

4 質問の受付及び回答

本業務又は企画提案コンペに関し質問がある場合は、以下により質問をしてください。

- (1) 質問の受付期限
令和5年3月28日（火）15時まで（必着）
- (2) 質問の方法
FAX または電子メールで受け付ける。質問の送信後、質問の提出先に電話し、到達確認を行うこと。
- (3) 質問の提出先 三重県農林水産部 担い手支援課
TEL 059-224-2354 FAX: 059-223-1120
E-mail: ninaite@pref.mie.lg.jp 担当: 片岡、大西
- (4) 質問の内容
質問は原則として、当該委託業務に係る条件や応募手続き等の事項に限るものとし、企画内容に関する照会には回答しない。
- (5) 質問に対する回答
受けた質問及びその回答については、令和5年3月29日（水）15時までに県ホームページに掲載する。

5 参加資格確認申請

- (1) 本事業を受託しようとする者は、企画提案書の提出に先立ち「企画提案コンペ参加資格確認申請書」（様式第1号）を作成のうえ、1部提出すること。
- (2) 提出期限等

企画提案コンペ参加資格確認申請書は、持参又は郵送のいずれかで提出すること。

(電子メール又はFAXによる提出は受け付けないこととする。)

持参の場合の受付は三重県庁の開庁時間愛に限る。

郵送の場合は、郵便又は民間事業者による信書便で送付すること。また、提出先に電話し、到達確認を行うこと。

提出期限は令和5年4月5日(水)15時必着とする。

(3) 提出先

〒514-8570

三重県津市広明町13番地

三重県農林水産部 担い手支援課 担い手育成班

TEL: 059-224-2354 E-mail: ninaite@pref.mie.lg.jp

6 参加資格確認結果の通知

令和5年4月19日(水)15時までに申請者に対し電子メールまたは電話により通知する。

7 企画提案資料の提出

上記6により、参加資格があることの確認を受けた者は、以下により企画提案資料を提出すること。

(1) 提出期間 令和5年4月26日(水)15時必着

(2) 提出方法 上記5(2)に同じ。

(3) 提出先 上記5(3)に同じ。

(4) 提出資料

ア. 企画提案書

(ア) 様式、部数

様式自由 1版10頁以内(電子メールによる提出可、印刷物を郵送する場合は、8部提出すること)(参考:第3号様式)

イ. 見積書

見積価格は消費税及び地方消費税抜きの額(免税業者にあつては、契約希望額に110分の100を掛けた額)とすること。(契約金額は、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。)

(5) 注意事項

企画提案書の内容は、見積書に記載された見積価格で全て実現できるものとする。

8 選定委員会でのプレゼンテーション

三重県は、本仕様書に基づき提出された企画提案資料を「令和5年度農業におけるワンデイワーク等多様な人材活用推進事業業務企画提案コンペ選定委員会」(以下「選定委員会」という)において審査を実施する。

(1) 日時 令和5年4月28日(金)9時

(2) 場所 三重県津市栄町1丁目891番地 吉田山会館101会議室

(3) 内容 プレゼンテーション15分、質疑10分予定

(4) 備考 提案者が多数の場合の書類審査の結果およびヒアリングの実施日時については、提案したすべての者に令和5年4月27日(木)15時までに電子メールまたは電話にて連絡する。新型コロナウイルス感染症の状況により、オンラインでの

プレゼンテーションに変更し、又はプレゼンテーション実施日時を変更することがある。

9 選定委員会にて最優秀提案を選定

三重県は、上記8の内容を含め、審査を行い、最優秀提案を選定する。審査の結果、最優秀提案（契約の相手方候補となる者の提案）に該当する提案がない場合もある。

企画提案コンペの審査基準は以下のとおり。

- (1) 企画内容：提案の内容が、効果的かつ効率的な仕組みとなっているか。
- (2) 的確性：農業者に対するワンデイワークの受入体制の整備、マッチング方法の検証、ワンデイワークの試行等の内容が具体的に記述されているか。
- (3) 専門性：企業の社員等に対する副業や兼業を認める動き、農業経営体等の働き方改革の推進、産地や農業経営体における労働環境の状況調査等のノウハウについて、豊富な知識を有しているか。または、過去の経験や実績を本業務に活かした内容となっているか。
- (4) 実現可能性：スケジュールが的確に策定され、契約期間内に事業が実施できる内容となっているか。
- (5) 経済性：十分な効果が期待できる適正な見積り、費用対効果の高い内容となっているか。
- (6) 実施体制：県等の関係機関、関係分野の専門家等と綿密に調整できる体制となっているか。また、資料や記録、報告書の作成等が十分に行える体制となっているか。

10 選定結果の通知

三重県は、上記9の選定結果を、令和5年5月1日（月）15時までに、提案したすべての者に対し電子メール又は電話により通知する。

11 最優秀提案者に提出を求める資料の内容

最優秀提案者は、選定結果の通知を受けた日の翌日までに次の書類を提出（提示可のものにあっては、提出又は提示）すること。

- (1) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）（有料）」（所管税務署が企画提案書提出期限の6ヶ月前まで発行したもの）の写し
 - (2) 三重県内に本支店または営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が企画提案書提出期限の6ヶ月前までに発行したもの（無料））の写し
 - (3) 過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書
 - (4) 三重県物件等電子調達システム利用登録をしていない事業者又は共通債権者（物件契約）登録をしていない事業者にあつては、「三重県財務会計システム共通債権者（物件契約）登録申出書」
- ※ (1) (2) にあつては、新型コロナウイルスの影響により税務署等の関係機関に納税（徴収）猶予制度を受けるために申請したことで、締切日時までに納税証明書等の提出（提示可）ができない場合は、申立書（様式第5号）を提出（FAX又はメール可）すること。

12 契約方法に関する事項

- (1) 契約条項は、三重県農林水産部担い手支援課において示す。
- (2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」という。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限り、）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とする。
- また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除する。
- (3) 契約は、三重県農林水産部担い手支援課において行う。
- (4) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有する。なお、契約金額は見積書に記載された金額の100分の110に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税及び地方消費税を内書きで記載するものとする。（契約金額は、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。）

1.3 監督及び検査

契約条項の定めるところによる。

1.4 契約代金の支払い方法、支払い場所及び支払い時期

契約条項の定めるところによる。

1.5 見積及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

1.6 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」（以下、「暴排要綱」という。）第3条又は第4条の規定により、落札停止要綱に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

1.7 不当介入に係る通報等の義務及びそれを怠った場合の措置

- (1) 受注者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
- ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする。
 - ウ 発注所属に報告すること。
 - エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。
- (2) 契約締結権者は、受注者が（1）イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

18 個人情報保護

個人情報を取り扱う場合、この委託業務に従事している者もしくは従事していた者等に対して、個人情報の取り扱いに係る関係法令に違反した場合には、罰則の規定があるので留意すること。

19 その他

(1) 企画提案に関する事項

- ア 企画提案に要する費用は、各提案者の負担とする。
- イ 企画提案書その他の提出資料は、返却しない。
- ウ 企画提案書その他の提出資料は、本県の内部で使用するものであり、提供者に断りなく第三者への配布は行わない。ただし、三重県情報公開条例（平成11年三重県条例第42号）で定義する公文書となるため、開示請求の対象となる。そのため、企業秘密等に該当し非開示とする必要がある箇所については、その旨を記載すること。ただし、開示請求があった場合の開示・非開示の判断は、三重県情報公開条例に基づき三重県が判断することとなる。

(2) 契約に関する事項

- ・ 契約にあたり、原則として再委託は認めない。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、三重県の承諾を得た場合はこの限りではない。
- ・ 成果物の著作権は三重県に帰属するものとする。
- ・ 委託料の支払いについては、原則として委託業務が完了し、三重県の検査後に支払うものとする。
- ・ 委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して、三重県個人情報保護条例第53条、第54条及び第56条に罰則があるので留意すること。

(3) 企画提案コンペへの参加又は企画提案の無効要件

次のいずれかに該当するときは、その者の参加及び提案は無効とする。

- ア 本コンペに参加する資格のない者が提案したとき。
- イ 提案者が同一事項の企画提案コンペに対し2以上の見積をしたとき。
- ウ 提案者が他人の提案の代理をしたとき。
- エ 提案に際して談合等の不正があったとき。
- オ 提案書類が、提出期限を過ぎて提出されたとき。
- カ 見積書に記載された見積価格（消費税及び地方消費税を抜いた額）の100分の110に相当する金額が契約上限額を超えているとき。
- キ その他三重県があらかじめ指示した事項に違反したとき及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

(4) この参加仕様書に定めのない事項については、三重県会計規則の定めるところによるものとする（三重県会計規則は、三重県ホームページの「三重県法規集」に掲載している）。

20 連絡先

〒514-8570

三重県津市広明町13番地

三重県農林水産部担い手支援課

Tel : 0 5 9 - 2 2 4 - 2 3 5 4 FAX : 0 5 9 - 2 2 3 - 1 1 2 0

E-mail : ninaite@pref.mie.lg.jp

担当 片岡、大西

【用語説明】

- ※1 ワンデイワーク：1日のうち数時間程度、また、週に1日程度や数日間といった単日短時間での働き方のこと。